

すくも 市議会だより

第108号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

令和3年第3回定例会は、9月7日に開会し、16日間の会期で9月22日に閉会しました。

市長から提出された議案は、「令和2年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計」の決算認定議案13件、「令和3年度一般会計補正予算」など予算議案12件、「宿毛市個人情報保護条例の一部改正」など条例議案9件、「市道路線の認定」などその他の議案7件の合計41議案で、審議の結果、閉会中の継続審査となった決算認定議案13件を除いて、いずれも原案どおり可決されました。

報告があり、承認されました。また、最終日には議員から「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実に求める意見書」が提出され、可決されました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

◎一般会計(議案第14号・議案第39号・議案第41号)

今回の補正予算は、総額で6億1913万1千円が増額され、累計で173億6010万5千円となりました。

(歳出の主なもの)

○新型コロナウイルス感染症対応土佐くろしお鉄道運行補助金
.....1305万4千円

第3回(9月)定例会日程

日	休	本会議	開会、調査報告審議、議案上程、提案理由の説明
9月7日(火)	休	本会議	開会、調査報告審議、議案上程、提案理由の説明
8日(水)	休	休	議案等精査
9日(木)	休	休	議案等精査
10日(金)	休	休	議案等精査
11日(土)	休	休	
12日(日)	休	休	
13日(月)	休	本会議	一般質問
14日(火)	休	本会議	一般質問、議案質疑
15日(水)	休	休	委員会審査
16日(木)	休	休	委員会審査
17日(金)	休	休	
18日(土)	休	休	
19日(日)	休	休	
20日(月)	休	休	
21日(火)	休	休	委員会審査
22日(水)	休	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会

○ワクチン接種医療従事者報償費.....344万6千円

○幡多広域観光協議会運営事業費負担金

.....1145万2千円

○すくもサニーサイドパーク実施設計作成業務委託料
.....1466万3千円

○電子黒板購入費
.....879万2千円

○市道維持補修工事費
.....1181万円

○農林水産施設災害復旧費
.....1億3679万9千円

○公共土木施設災害復旧費
.....2億8454万8千円

条例

◎議案第24号「宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例」及び議案第25号「宿毛市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行されることに伴い、両条例の一部を改正するものです。

◎議案第26号「宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例」

栄喜線及び舟ノ川線において、地域住民の利便性の向上を目的とし停留所を追加するため、本条例の一部を改正するものです。

◎議案第27号「宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例」

来年度より中央保育園及び成陽保育園を閉園し、新たに「きぼうが丘保育園」を開園するにあたり本条例の一部を改正するものです。

◎議案第30号「宿毛市林邸再生活用事業寄附金条例の廃止」及び議案第31号「宿毛市林邸再生活用事業寄附金基金条例の廃止」

林邸の再生活用事業に対し広く寄附金を募り、それを財源として事業に取り組んできたが、所期の目的を達成したことから、両条例を廃止するものです。

◎議案第40号「宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例」

本市から派遣している幡多西部消防組合職員が振り込め詐欺に関連し逮捕されたこと、事務の遺漏による下水道使用料の賦課漏れ、課長級職員の万引きに伴う懲戒処分といった不祥事が立て続けに発生し、市民の信頼を損なう結果となり、市政を預かる者として責任を重く受け止め、市長及び副市長の給料月額を、令和3年10月1日から2か月間、それぞれ10%減額するものです。

◎議案第32号及び議案第33号「市道路線の認定について」

市道「松田町団地1号線」及び「松田町団地2号線」の2路線について、道路法第8条第2項の規定に基づき道路の路線を認定することについて、議会の議決を求めます。

◎議案第34号「市道路線の変更について」

市道「藻津4号線」について、道路法第10条第3項の規定に基づき道路の路線を変更することについて、議会の議決を求めます。

◎議案第35号から議案第38号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に」

沖の島辺地、北部辺地、西部辺地、南部辺地における公共的施設の整備を実施するにあたり、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第8項の規定により、議会の議決を求めます。

その他

提出された議案等

議案番号	件名	議決結果
第1号	令和2年度宿毛市一般会計及び各特別会計(国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、学校給食事業、下水道事業、国民宿舍運営事業、幡多西部介護認定審査会、介護保険事業、土地区画整理事業、後期高齢者医療)の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定	継続審査
第13号	令和3年度宿毛市一般会計及び各特別会計(国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、学校給食事業、下水道事業、介護保険事業、後期高齢者医療)並びに水道事業会計の補正予算	原案可決
第14号	令和3年度宿毛市一般会計及び各特別会計(国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、学校給食事業、下水道事業、介護保険事業、後期高齢者医療)並びに水道事業会計の補正予算	原案可決
第23号	宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例	原案可決
第24号	宿毛市個人情報番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第25号	宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第26号	宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例	原案可決
第27号	宿毛市計画事業宿毛駅前地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例	原案可決
第28号	宿毛市計画事業宿毛東地区土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第29号	宿毛市林邸再生活用事業寄附金条例の廃止について	原案可決
第30号	宿毛市林邸再生活用事業寄附金基金条例の廃止について	原案可決
第31号	市道路線の認定について	原案可決
第32号	市道路線の認定について	原案可決
第33号	市道路線の認定について	原案可決
第34号	市道路線の認定について	原案可決
第35号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に	原案可決
第38号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に	原案可決
第39号	令和3年度宿毛市一般会計補正予算	原案可決
第40号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第41号	令和3年度宿毛市一般会計補正予算	原案可決
意見書案第1号	令和3年度宿毛市一般会計補正予算 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について	原案可決

一 般 質 問

市政のそこが聞きたい!!

第3回(9月)定例会の一般質問は、13日、14日の2日間に5人の議員から市政全般について質問がありました。
主な内容は、次のとおりです。



今城 隆 議員

ゼロカーボンシティ について

問 2030年にはCO2排出量を2010年の半分に、2050年にはゼロにしなければ地球環境は持続できない。市の施策を聞く。

答 主な施策は、公共施設への太陽光発電の導入とLED化、公用車のハイブリッド化やEV化、徒歩や自転車移動の推進、地域公共施設の利用促進、宿毛市地球温暖化対策実行計画区域施策の策定、電動自転車購入補助による二次交通の利便性向上などである。

問 市民の行動変容のために、市民に求めるポイントを聞く。

答 各家庭での太陽光発電の導入、再生可能エネルギーの地域内消費、EV車への切り替え、ごみ減量化と食品ロス削減、地産地消の促進、通勤・通学を自転車や徒歩に切り換える等である。

問 市民環境モニターを募り、環境家計簿をつけてもらうと、CO2排出量が一目瞭然になる。その実践交流の成果をもとに、来年には脱炭素の生活スタイルを提案、5年後には市民にくまなく取り組みを広げ、実行・評価を繰り返しながら、10年後にはCO2排出量を半減できるよう提案する。

答 宿毛市はトップランナーとして取り組みをしないと行けない。頂いたアイデアを実行できるように取り組みを進めたい。

特別障害者手当につ いて

問 特別障害者手当の概要を聞く。

答 在宅で生活する20歳以上の方で、精神・身体に著しく重度の障害があり、日常生活で常時特別な介護を必要とする方を対象に、月額2万7350円を支給するものである。支給認定については、医師の診断書に基づいて判定することになっている。

問 昨年12月、衆議院厚生労働委員会で、田村厚労相が「特別障害者手当は障害者手帳がないともらえないと勘違いしている人が多いが、国の障害認定基準に従い、医師の診断書で判断する」として、「これからも周知する」と答弁している。

障害者手帳がなくても、要介護4・5の高齢者も該当するケースがあり、グループホームや在宅型有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅の入居者も、高齢者で寝たきりになった場合も申請できることを、市民にどのように周知するか。

答 国の障害認定基準で判断するので、要介護4・5が要件ではないが、要介護認定結果通知書を送付する際に、制度内容を同封するようにし、家族やケアマネジャーなど、現に支援を行っている方に周知していく。

問 該当者が申請しやすい相談体制を整備できるか。

答 不明な点があれば、福祉事務所へ遠慮なく相談に来ていただきたい。



三木 健正 議員

宿毛市コロナ対策事業 者月次支援金について

問 支援金の申請件数を問う。

答 402の事業者からの申請を受付、総額3892万2921円を支給している。

問 申請の内訳と市内事業者の現状をどのように捉えているのか。

答 業種別に見た申請件数の割合としては、宿泊業を含む飲食サービス業が149件、全体の約37%と最も多く、次いで卸売り・小売業が67件、水産養殖業を含む漁業が54件、理容・美容業を主とする生活関連サービス業が41件、製造業が25件、建設業が19件、農業・林業が12件となっている。

問 この結果から、多くの飲食サービス業者が外出の自粛により、最も大きな経済的被害を受けており、直接的に飲食を提供するサービス業のみならず、関連する卸売業や小売業、漁業にまで広く影響が及んでいる。

問 今後の支援策を問う。

答 今後、近隣の市町村等で感染の急拡大が発生し、営業時間短縮要請等の措置が行われた場合においては、これまで

と同様、市内事業者への影響を鑑み、有効な支援策を実施していきたい。

土砂災害防止対策について

問 市内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定数を問う。

答 土砂災害警戒区域が626か所。そのうち、特別計画区域は320か所となっている。

問 警戒区域指定された後の取り組みを問う。

答 宿毛市土砂災害警戒避難体制の整備というものを策定しており、宿毛市ホームページや全戸配布した宿毛市洪水ハザードマップにも土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を記載し周知を行っている。

問 今後の土砂災害防止に対する取り組みを問う。

答 平時からの啓発に加え、警報や土砂災害警戒情報等をもとに、避難指示などの的確

な避難情報の発令により、住民の皆様の適切な避難行動を支援していく。

市道大谷山線の維持管理について

問 今年7月18日未明の雨とこの道路崩落の関係はどのように考えているのか。

答 崩落の原因については、集中豪雨による異常な水量が道路の表面を流れ、崩壊箇所が集まって、道路の側面を削るように流れたことが原因と考えられる。

問 道路維持と土砂災害防止が同時に行えるのではないか。

答 今後の対応として、市道大谷山線の機能回復を図るため、必要額を今議会において、補正予算計上しており、復旧に向けて取り組んでいく。また、復旧工事を施工していく過程で、今後の土砂災害につながる可能性のある要因についても、適宜確認しながら工事を実施してまいりたい。



岡崎 利久 議員

宿毛市立小中学校再編計画について

問 適地調査の進捗状況を問う。

答 適地調査は、宿毛都市計画道路の都市契約変更に係る縦覧が終われば、業務委託を発注していく。

問 適地調査で何か所提示してもらおうのか問う。

答 適地調査による選定箇所は、西地域の学区内の用地で、かつ高台にあることを前提として、児童生徒の交通利便性を考慮し、2から3か所の適地を調査選定していく。

問 保護者や地元の方に説明会をするのか問う。

答 適地調査完了後、市長部局との協議の後、西地域の学区区や地域の方々、保護者の皆様に対して、説明会を行う。

宿毛給食センター建設事業について

問 入札は、何社の参加があったのか問う。

答 入札は、単独事業者が13社、共同企業体が1社。計14社。

問 市内業者（地元業者）の参加があったのか問う。

答 市内業者の参加はなかった。入札は、品質確保の観点から、参加業者へ学校給食施設の設計実績を求めているが、学校給食施設の設計は、市内ではしばらく行われておらず、

地元業者が参入できないことも予測できたため、共同企業体による参加を参加要件に加えることで、地元業者の参加機会を確保している。

問 一般競争入札を採用した理由について問う。

答 給食センターは、事業規模が大きく、公募型プロポーザルでの発注も検討していたが、発注者として、大部分を占める厨房施設、建物の構想が明確にある中で、技術提案による差がつきにくい内容であると判断し、広く参加業者を募った上で、価格競争により決定する一般競争入札とした。

問 計画が遅くなった理由、今後の計画を問う。

答 計画の遅れは、市道から松田川小学校校舎までの水道管が老朽化していることや、敷地内で大量の漏水が発生し、建築工事と並行して対応しなければならぬ課題が発生した。また、建築基準法や都市計画法による規制の確認にも時間を要したため、新規事業等調査表に比べ、多少の遅れが生じている。

今後の計画は、基本設計に4か月、実施設計に8か月を要するため、設計の完成は令和4年8月末を見込んでいます。

その後、工事の発注準備や、閲覧期間を経て、建築工事は令和4年11月頃に発注し、令和5年10月までの1か年で完成させたい。

給食センターは、施設完成後に厨房機器の調整と、調理される方が機械に慣れるための試験調理期間を要するため、この期間を令和5年度の冬休みと春休みに設定し、令和6年度当初の供用開始を目指している。



川田 栄子 議員

新型コロナウイルス 接種について

問 現在の接種率を問う。

答 9月7日現在、1回目の接種率83・4%となっている。

問 ワクチンを早くたくさん打つことを大義と考えているか。

答 予防接種法に基づき緊急の必要を認め臨時接種とすることを国が指示して実施している。

問 12歳から15歳のワクチン接種については親の判断に影響されるが、見解を問う。

答 小中学生接種は保護者署名の上で予防の効果と副反応のリスクを判断されて接種しておられると認識している。

市道及び公共物の劣化について

問 道路法29条は、道路の構造は地域の地形、地質、その他交通状況に対して安全かつ円滑な交通を確保する事である。地域には、道路の劣化に継ぎ接ぎが多く路面が非常に悪い事から農家の方は出荷する野菜が傷み、腐敗の原因となり品質低下という苦情は以前から出ている。今後、道路の保安、維持管理について問う。

答 市道維持補修工事費、今年度当初予算は平成26年度の約2倍の4380万円を計上している。また、国や県に対しても予算確保について要望活動を行っている。適正な市道の維持管理に努めている。

問 道路法43条の禁止行為として私有地からはみ出た樹木、枝が隣地の境界線を越える時は要請、切除及び根の切り取りができる。2021年7月に成立した民法233条によって市民も責任が課せられている。見解を問う。

答 市道にはみ出した樹木や

枝の本市の対応としては、私有地の方に伐採依頼をする。

下水道事業について

問 下水道使用料賦課漏れについて事案の概要を問う。

答 本年6月1日市民から下水道使用料の請求がないとの問い合わせがあり、確認の結果、46件198万6590円の賦課漏れが判明。そのうち4件分6995円については5年間の時効期間の経過により回収不能。現時点で42件14万9155円の納付が完了、残る4件について遡及賦課への理解を求める。

問 賦課漏れ事業を5年間放置したことで使用料負担の平等性を欠き、市民に迷惑をかけたことについての責任を問う。

答 賦課漏れの件や消防職員の逮捕、管理職の非違行為と不祥事が続いたことに対しその責任を重く受け止め、市長、副市長の給与の減額議案を本議会で提出した。



野々下 昌文 議員

奨学金返還支援制度について

問 制度に対する認識を問う。

答 都市部の大学等へ進学した学生に対し、奨学金の返還支援を行うことにより、地方への移住と定住を促そうとするもので、返還金の一部を自治体が負担をし、その負担分は、国から特別交付税として措置される制度である。

問 奨学金返還支援制度導入と今後の対応について問う。

答 進学する学生の多くが、奨学金制度を利用しており、本制度が若者の移住・定住の促進や何より宿毛出身者がふるさとへ帰ってくるきっかけとなる有効な取り組みと考えている。実施に向け慎重に検討し、学生にとってより良い制度にしていきたい。

行政のデジタル化について

問 ICTやデータの活用について、特に遅れが目立つのは行政のデジタル化だと指摘されている。本市は、どのような取り組みをしているのか問う。

答 総務省において、自治体が重点的に取り組むべき事項内容を具体化した推進計画が策定されており、子育て関係、介護関係、被災者支援関係など31の手續きは、令和4年度末を目指して、原則全自治体でマイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続きを可能にすることが示されており、本市におい

ても接続テストなどの準備を進めている。また、本年度中に、市役所窓口での対面手續きにおいて、紙に書くことを求めない、書かない窓口のシステム導入も進めている。

問 マイナンバーカードは、健康保険証や運転免許証の機能を持つようになるということだが、カードを持つことのメリットを問う。

答 未成年や運転免許証を持つていない方の写真付きの公的な身分証明書となり、カードの必要な口座の開設や、パスポートの新規発給時にも対応可能となる。

国は本年10月からは健康保険証、令和6年度末からは運転免許証との一体化に向け取り組みを進めている。こうしたことからマイナンバーカードは、2つの証明書機能を併せ持つことになり、カードの利用価値はさらに高まるものと考ええる。

SDGs

問 SDGsのアイコンの積極的活用など、足元からの意識の醸成を図ってはどうか所

見を問う。

答 職員が行う日々の日常業務がSDGsであるとの認識を持つことが必要である。アイコン活用との提案もあつたが、今まで以上に職員一人一人が業務の中で、SDGsの考え方を意識し、SDGsがキーワードの一つとなるよう取り組みを進めていく。



意見書

議員より提出された次の意見書案を全会一致で原案のとおり可決し、国会及び関係行政庁に提出しました。

◎意見書案第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、次の事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地

方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

請願

皆さんから提出された請願は、所管の委員会に付託され、審査の結果、趣旨採択となりましたが、本会議では委員長報告が否決され、請願自体を採決の結果、不採択となりました。

番号	件名	議決結果
請願 第4号	道の駅すくもサニーサイドパーク改修について の請願	不採択

宿毛市議会改革調査特別委員会調査報告

今期定例会において、宿毛市議会改革調査特別委員長より次のとおり調査報告があり、全会一致で承認されました。
(報告書の全文は宿毛市議会ホームページに掲載。)

令和元年第3回定例会において設置されました本委員会は、議会の改革に関する調査について、

1 議会運営の見直しについて

2 議会機能の強化について

3 開かれた議会づくりについて

4 政治倫理について

以上、4つの調査項目を決定し、21回にわたり委員会を開催し、議論、協議を積み重ねてまいりました。その調査結果について、報告いたします。

調査結果

1 議会運営の見直しについて

本市議会は、宿毛市議会議規則はもとより、長年にわたる議会活動の積み重ねによる申し合わせや先例などにより、議会運営を行ってきたところであるが、議会活動の更なる充実のためには、これまでの慣習に流されることなく、

新たな取組みに向けての努力を怠ってはならない。

そのため、本委員会では議会活動を通じて感じた問題意識をもとに、熱心な討議を行うこと、以下の取り組みを行うことを全会一致で決定した。

①議案質疑の発言時間の短縮

本市議会における議案質疑の発言時間は、答弁を含まず70分以内としているが、これまで時間を使い切った事例がないことや時間を短縮することで簡単明瞭にその意をつくり、冗長にならないことに資することなどから、質疑の発言時間の短縮を提言するものである。

なお、一般質問の発言時間についても協議したが、様々な意見が出され、意見集約には至らず、現行の90分(答弁含む)以内を維持とする。

②「会派代表者会」並びに「議会会だより編集委員会」を会議規則に規定すること

本市議会の会派代表者会並びに議会会だより編集委員会について、その運営は、申し合わせを基に行ってきたが、会議規則における「協議又は調整を行うための場」に規定し、正規の議会活動として位置付け、公務災害や費用弁償の対象とすることができるよう提言するものである。

2 議会機能の強化について

南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に議会機能を維持し、予算審議などの重要議案の審議が遅れて市政運営に支障が出ないようにするため、議会BCP(業務継続計画)の調査研究を行った。

先進地視察や他市議会事例の調査研究、執行機関と意見交換を行うなど議論を進めてきたが、本市では、南海トラフ地震の発生が高い確率で危惧されており、大規模な災害等が発生した非常事態においても、議会の機能を停止することなく、その責務を果たすために、本議会BCPの策定は必要であるとの結論にいたった。

そのため、本委員会として

は下記の取り組みを提言することを全会一致をもって決定した。

①宿毛市議会業務継続計画(議会BCP)の策定

東日本大震災のように市域が壊滅的な被害を受けるような大規模な災害が発生した場合、議会の運営面で考えたと、会期中においては会議が中断・流会し、また、告示後で開会前であれば、会議が開けないまま流会となり議案の審査が行えず、東日本大震災で問題となったように、重要な議案が首長の専決処分による対応となるなど、議会としての役割が十分に果たせないおそれがある。

また、議員が個別に執行部設置の災害対策本部に連絡等を行った結果、執行部の災害対応に支障が出たという他自治体の事例もあることから、議員自身の行動が、その後の災害対応に影響を与える可能性があることを考慮し、発災時の議員自身の行動については、一層の慎重さが求められるところである。

以上のことを勘案のうえ、本委員会として、大規模な災害が発生した場合においても議会としての役割を適正に果

たしていくこと、また、議会として、本市執行部の災害対策本部が災害対応に専念できる環境を整えていくことを目的とした議会業務継続計画(議会BCP)の策定を提言するものである。

なお、当委員会として、議会BCP(素案)を策定したので、今後の策定に向けての参考とされたい。

3 開かれた議会づくりについて

現在、議会情報は定期的に発行される「議会だより」やホームページで発信しているほか、ケーブルテレビによる本会議の生中継やインターネットを通じて過去の映像配信、会議録の閲覧、並びに議会報告会の実施など市民が議会活動に接するための環境は一定整えられているが、さらなる取り組みとして、議会モニター制度について調査研究を行った。先進地を視察するなかで感じたことは、モニターの方の世代が偏っており、人選が難しく、全世代の意見を公平に聞くことができる制度とはいえないということである。まずは議会報告会を充実させることが肝要であり、モニター制度は時期尚早であるとの

結論に達した。

4 政治倫理について

政治倫理条例の制定について調査研究を行った。高知県11市議会の条例制定状況は、5市が制定、5市が議会基本条例に政治倫理に関する規定をし、2市が両方を規定している。

本委員会として、県下各市議会の事例を調査研究の上、協議した結果、本市議会では議会基本条例第17条に議員の政治倫理について規定しており、政治倫理条例については、現段階では制定におよばないとの結論となったが、以下の項目について議論がなされた。

①コンプライアンスについて

一般にコンプライアンスは「法令遵守」と訳されているが、自治体議員にとつてのコンプライアンスには、もう少し大きな意味があると考えられる。なぜなら、自治体議員という立場は、その自治体の住民から選挙によって選ばれ託されたものであり、公職に就いているのは、その人が「良識の人」であると住民が認めたらに他ならない。逆に言えば、良識の人であるからこそ、議員は住民の代表として、

その自治体がおかれている現状を見据え、目指すべき未来を語り、住民がその地域で幸せに暮らせるよう、知識を蓄え、知恵を絞ることを託されている。そんな自治体議員に求められるコンプライアンスとは、法令を守ることはもちろん、住民の模範として行動することが期待されている。

私たち市議会議員は、自治体の中でも強い存在とみられているから、軽い気持ちの言動でも周囲は議員に気を遣うこととなる。だからこそ謙虚さを忘れずに、自分の言葉や行動を職員や住民がどう受け止めるかを常に意識し、議員一人ひとりが自らを律して、議場内のみならず、議場外のあらゆる局面において、コンプライアンスの徹底を心するべきである。

②兼業・兼職について

兼業・兼職についての調査研究を行ったが、このことについては、議員の請負禁止について禁止の対象となる請負の範囲が明確でないことは、立候補しようとする者にとつて懸念材料の一つである。全市議会議長会においても、議員の請負禁止の範囲を明確化し、請負に関する規制を緩

和するための法改正を行うことについて、政府与党において議論の深化と加速を図るよう要望しており、今後の地方制度調査会などの議論を注視していきたい。

③議員の地区長への就任について

議員の地区長への就任についても協議し、法令では禁止されていないことや規模の小さい地区においては地区長になり手がいないなどの諸事情も考えられることから、条例などによる禁止はするべきではない。しかしながら、市民全体の代表として、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、良識と責任感を持って、品位の保持に努めなければならぬことなどを勘案し、当委員会としては、一部地域の利益代弁者という疑いを持たれかねない地区長への就任は自粛するべきとの結論に達した。



臨時会の概要

令和3年第4回臨時会が8月16日に開催され、専決処分1件、条例議案1件が審議されました。

議案第1号「専決処分した事件の承認について」の内容は、令和3年度宿毛市一般会計補正予算について、7月18日の豪雨により発生した災害復旧の測量等を実施するため、緊急に2104万4千円を予算補正したものです。

議案第2号「宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」の内容は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

審議の結果、全会一致で承認・可決されました。



各議員の議案等に対する意思表示の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。

議席	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
氏名	今城隆	堀景	三木健正	川田栄子	川村三千代	欠員	高倉真弓	山上庄一	山戸寛	岡崎利久	野々下昌文	松浦英夫	寺田公一	濱田陸紀	議決結果
案件															
請願第4号の委員長報告(趣旨採択)	○	×	×	×	×		×	○	○	×	×	○	議長	×	否決
請願第4号	○	×	×	○	×		×	△	○	×	×	○	議長	×	不採択

【○：賛成 ×：反対 △：棄権】

議会用語Q & A

Q 委員会審査独立の原則。

A 委員会は、議会の内部の機関であり、本会議の予備的下審査機関として本会議から付託された事件を審査しますが、委員会は、議会から付託された事件に関しては、その審査に当たっては独自の立場で自由に審査を行うものであり、本会議、他の委員会などから原則としてなんらの制約を受けないことを言います。

★会議録の閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。詳しくは「会議録」をご覧ください。

9月定例会の会議録は12月上旬にできる予定です。

市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市議会ホームページでご覧になれます。

議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。

編集後記

先月5日発表があり、来月10日授与式を迎えるノーベル物理学賞に、今年はお隣り、愛媛県出身の真鍋淑郎氏が地球温暖化を予測する地球気候モデルの開発により気象学としては、初の受賞となりました。

世界規模で、急速に進行してゆく気候変動、地球温暖化への危機感が高まる中、宿毛市議会でも環境問題を取り上げる一般質問が増えてきました。

ゼロカーボンシティやSDGsなどカタカナやアルファベットが並ぶと今ひとつ我が事として受け止めがたい方もいらっしゃるかもしれませんが、地球にやさしく無駄をなくして暮らしましょうと考えて頂けると敦居が低くなるかと思えます。

官民それぞれの立場で取り組む対策はもちろんですが、ごみの減量や食品ロスの削減など身近に家庭でも実践できることも多く、市民の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

川村三千代

編集委員会

- 委員長 山戸 寛
- 副委員長 今城 隆
- 委員 堀 景
- 委員 三木 健正
- 委員 川村三千代